

出雲市

平田不燃物処理センターへの廃棄物搬入上の留意事項 (出雲全域の不燃物搬入可)

1. 搬入上の遵守事項

- ①搬入車両はシートでの被覆や梱包を厳重にするなど、搬入物の落下防止対策を十分に施してください。
- ②搬入にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ③搬入物はあらかじめ破碎ごみ（うち針金は別に分けて）、埋立ごみ、飲料用空き缶、使用済蛍光管及び使用済筒型乾電池に分別してください。
- ④搬入物を速やかに荷下ろしできる人数で搬入してください。
- ⑤搬入物の投入（搬入）後に、必ず飛散した搬入物の清掃を行ってください。
- ⑥構内では、徐行及び一時停止などの表示に従って通行してください。
- ⑦リサイクルできるものはリサイクルに努めてください。
- ⑧搬入物の大きさ（長さ）は、次の制限以内にしてください。

角材など棒状のもの：長さ 2m 以下かつ直径（角材は 1 辺）20cm 以下

家具類など : 2m × 1. 2m × 1 m 以下
- ※上記大きさ（長さ）を超える場合は受付けできません。
- ※不燃物（金具等）を含まない木材等は受付けできません。
- ⑨汚泥を搬入するときは、乾燥させて十分に水分を切ってください。
- ⑩埋立ごみで飛散しやすいものは、袋詰め等を行い、飛散しないようにしてください。
- ⑪搬入物は、破碎ごみ、埋立ごみそれぞれの場所へ分けて搬入していただきますので、あらかじめ分別してから搬入してください。
※混在のまま搬入された場合は、搬入時に分別していただくことになります。
- ⑫原則、排出者本人等（排出者の同居家族を含む）、または一般廃棄物収集運搬業許可業者以外の方（業者）は搬入できません。

2. 搬入を禁止するもの

- ①事業所から排出される廃プラスチック類などの産業廃棄物
- ②液体状のもの（ペンキ等塗料類など）
- ③医療廃棄物（一般廃棄物は除きます。）、農薬等薬品類及びそれらの含有物
- ④ドラム缶（ただし、焼却炉として利用されていたものは破碎ごみとして受付けします。）
- ⑤花火（未使用のもの）・火薬類・消火器・発煙筒・ガスボンベ・タイヤ・バッテリー・ミニバイク・ボタン型電池・機械廃油・魚網・醸造物・墓石・動物の排泄物
- ⑥位牌・塔婆・仏壇（原形をとどめないものは除きます。）

⑦スプリング入りマットレス（スプリング部分だけの状態であれば搬入が可能です。）

⑧アスベスト使用製品

※¹一般廃棄物は除く。一般廃棄物として搬入する場合は、下記をお読みください。

⑨古紙、空きびん及びペットボトル

⑩その他出雲市が処理困難と判断したもの。

※¹ アスベスト使用製品：

アスベストが飛散しないようにセメント等で固めて成形したもの。代表的なものにはスレート板（平板、波板状のものがあります。）があります。

また、古い家電製品の一部にも使われていましたが、昭和63年以降の家電製品に使用されている可能性は、極めて低いと考えられます。電気コンロ、ドライヤー、トースター、石油ストーブ、ガスコンロなどの古い家電類をお持ちの方でご心配の方は、メーカーまたは販売店にお問い合わせください。なお、該当する製品については、分解や切断等をしなければアスベストが飛散する可能性はありませんが、他のものと区別して二重にした丈夫なビニール袋に入れて密封し、事前に下記へ連絡したうえで持ち込んでください。

3. ごみ処理手数料

①家庭ごみ（家庭生活に伴って家庭から排出されるごみ）・・・52円／10kg

②事業ごみ（事業活動に伴って生じる一般廃棄物）・・・157円／10kg

③「①」と「②」の混合ごみ・・・・・・・・・・・・157円／10kg

※ごみ処理手数料は10kg単位（10kg未満切上げ）です。

※釣銭がいらないように準備をしてください。

4. 搬入の受付時間

・月曜日～金曜日 8時30分～16時30分

・土曜日 8時30分～11時30分

※日曜日、祝日及び年末年始（12月30日～1月4日）は、搬入の受け付けはしません。

5. トラックスケール概要

積載限界最大重量：20t

積載面積：6.5m×2.7m

※この留意事項を遵守していただけない場合は、お持ち帰りいただくこともあります。

○問い合わせ先

・出雲市役所環境施設課 電話：21-6990 fax：21-6597

・平田不燃物処理センター 電話：66-0805